

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症

第8回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年3月12日(木)
庁 議 室

1 開 会

2 議 題

- (1) 区内における感染者発生時の公表の考え方
- (2) 職員に感染者が発生した場合の業務継続

3 その他

4 閉 会

区内における感染者発生時の公表の考え方

北区では、区施設等において「新型コロナウイルス感染症の感染者」が発生し、公衆衛生上の対策が必要となった場合、下記のとおり、公表することとする。

記

1 目的

区が発生状況等の情報を公表することにより、区内における感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって区民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

- (1) 区施設等で感染が発生した場合
- (2) 区施設等の利用者等が感染した場合
- (3) 区職員等が感染した場合

3 公表内容

- (1) 感染者の年代、性別、居住地（都内・都外）など
- (2) 感染者の症状・経過など
- (3) 感染者の渡航歴及び行動歴など
- (4) 公衆衛生上の対策

4 留意事項

- (1) 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者等の同意を得たうえで、風評被害が生じない範囲で公表することとする。
- (2) 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討・判断する。

5 公表の方法

- (1) 記者会見
- (2) プレスリリース
- (3) ホームページ

6 その他

本考え方については、今後の患者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

令和2年3月12日
危機管理室危機管理課
総務部総務課
総務部職員課

職員が新型コロナウイルスに感染した場合の業務継続

区職員が感染した場合は、当面 以下のとおり対応する

- 職員がり患し、医師により出勤が困難と診断された場合は、病気休暇とする
 - ・ 病気休暇ではなく年次有給休暇の取得も可能
- 保健所等または職員本人から感染連絡を受けた所管は、速やかに職員課に報告するとともに、保健所等の指示のもと、濃厚接触者の特定、消毒場所の確定に積極的に協力する
- 消毒場所の確定後、保健所等の指導のもと、各所管で消毒作業を実施
 - ・ 使い捨て手袋及び消毒液については、総務課において確保する
 - ・ 消毒範囲が広範に及ぶなど、職員対応が困難な場合は、予め財政課に協議の上、外部委託により消毒を実施
- 濃厚接触者として、保健所等が14日間の健康観察を実施、または保健所等から外出自粛の協力を求められ、自宅待機する場合は、事故欠勤とする
 - ・ 外出自粛の期間は、現時点では2週間程度
- 感染した職員の勤務場所について、保健所等の助言により閉鎖した場合には、当該保健所等の了解を得た後に閉鎖を解除する。なお、閉鎖中の業務は、他の部署や事務所で代替することとする
 - ・ 他の事務所の確保については、総務課と協議
 - ・ 職員の確保について、他の所管の応援が必要な場合は、職員課と協議
- 閉鎖する範囲については、保健所等が確定する消毒範囲や濃厚接触者の範囲により、各所管において定める
- 他の職場において業務を代替できない場合については、必要な措置を講じた上で業務再開を検討する
 - ・ 各所管において業務の継続または縮小、休止を検討
- 感染情報の公表は、職員のプライバシーに十分に配慮し区民の安全・安心につながるよう対応

なお、感染が拡大した場合には「東京都北区業務継続計画」を参考に対応を検討